

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 5月29日
【会社名】	大興電子通信株式会社
【英訳名】	DAIKO DENSHI TSUSHIN, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津玉 高秀
【本店の所在の場所】	東京都新宿区揚場町 2 番 1 号
【電話番号】	03(3266)8111 (代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員コーポレート本部長 松山 晃一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町 2 番 1 号
【電話番号】	03(3266)8111 (代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員コーポレート本部長 松山 晃一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 200,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 大興電子通信株式会社 関西支店 (大阪府大阪市中央区南本町一丁目 8 番14号) 大興電子通信株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市中区錦一丁目 6 番 5 号) 大興電子通信株式会社 関東支店 (埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目340番 1 号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の縦覧の便宜のため備えるものであります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債】

銘柄	大興電子通信株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
記名・無記名の別	本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額	金200,000,000円
各社債の金額	金10,000,000円
発行価額の総額	金200,000,000円
発行価格	本社債の額面100円につき金100円。 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払い込みをすることは要しない。
利率（％）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし
利息支払の方法	該当事項なし
償還期限	平成30年6月14日
償還の方法	<p>1 本社債の元金は、平成30年6月14日（以下、「償還期限」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。ただし、本社債の繰上償還については、本欄第3項に定めるところによる。</p> <p>2 本欄の規定に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日（本欄第3項の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。）が銀行休業日にあたるときは、当該償還金の支払は翌銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3 本社債の繰上償還</p> <p>(1) 組織再編による繰上償還 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が吸収分割会社若しくは新設分割会社となる吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）は、その選択により、当社に対して償還期日（ただし、当該組織再編の効力発生日前までの日とする。）の60日前までに（ただし、当該株主総会の決議の日から効力発生日の前営業日までの期間が60日に不足する場合は、当該決議の日から15日以内に）、当社所定の請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日、償還期日等を記載してこれに記名捺印した上、別記「（注）5 償還金支払場所」記載の償還金支払場所に提出することにより、償還期日において未償還の本社債の全部（一部は不可。）をその額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対して請求することができる。</p> <p>(2) 事業譲渡による繰上償還 当社が、事業譲渡（当社の事業の全部若しくは重要な事業の他の会社への売却若しくは移転に限る。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で決議した場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して償還期日（ただし、当該事業譲渡の効力発生日前までの日とする。）の60日前までに（ただし、当該株主総会の決議の日から効力発生日の前営業日までの期間が60日に不足する場合は、当該決議の日から15日以内に）、当社所定の請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日、償還期日等を記載してこれに記名捺印した上、別記「（注）5 償還金支払場所」記載の償還金支払場所に提出することにより、償還期日において未償還の本社債の全部（一部は不可。）をその額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対して請求することができる。なお、当社が、事業譲渡（本社債にかかる債務を移転する場合）を行う場合、事前に本社債権者の書面による承諾を得るものとする。</p>

	<p>(3) 上場廃止による繰上償還</p> <p>当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合、本社債権者は、その選択により、当該上場廃止日から30日以内に、当社所定の請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日、償還期日（償還期日は、当該請求の日から30日以降の日とする。）等を記載してこれに記名捺印した上、別記「（注）5 償還金支払場所」記載の償還金支払場所に提出することにより、償還期日において未償還の本社債の全部（一部は不可。）をその額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対して請求することができる。</p> <p>4 本社債の償還金の支払場所は、別記「（注）5 償還金支払場所」記載のとおりとする。</p> <p>5 買入消却</p> <p>当社は、当社と本社債権者の合意により、本新株予約権付社債の別記「払込期日」に定める払込期日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、当該本新株予約権付社債に係る本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、全額をライフスタイル・ジャパン投資事業有限責任組合に割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項なし
申込期間	平成27年6月15日
申込取扱場所	大興電子通信株式会社 コーポレート本部 東京都新宿区揚場町2番1号
払込期日	平成27年6月15日
振替機関	該当事項なし
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該本新株予約権に係る本社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。当社が、本社債権者のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了する。
財務上の特約（その他の条項）	本社債には、担付切換条項その他一切の財務上の特約は付されていない。

(注) 1 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

2 期限の利益喪失に関する特約

次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。この場合、当社は、直ちに、本社債の元金全額を償還する。

- (1) 当社が別記「償還の方法」第3項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」の規定に違反したとき。
- (3) 当社が、本「（注）2 期限の利益喪失に関する特約」第(1)号及び第(2)号以外の本「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債」の規定に違反し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債を除く借入金債務（本社債以外の社債に基づく債務を含む。）又は保証債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても（保証債務につき履行義務が発生した場合を含む。）その弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額が1億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社又は当社の取締役若しくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- 3 本社債権者に対する通知の方法  
本社債権者に対する通知は、法令に別段の定めがあるものを除き、各本社債権者に対し直接書面により通知する方法により行う。
- 4 社債権者集会に関する事項  
(1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を書面により通知する。  
(2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。  
(3) 本社債の発行価額の総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- 5 償還金支払場所  
大興電子通信株式会社 コーポレート本部
- 6 費用の負担  
別記「(注)4 社債権者集会に関する事項」に定める社債権者集会に関する費用は、当社の負担とする。
- 7 取得格付  
格付けは取得していない。

## (本新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式である。 なお、単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求(別記「新株予約権の行使期間」において定義する。以下同じ。)により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項乃至第8項に基づき調整された場合は調整後の転換価額とする。)で除した整数とする。ただし、この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債の全部とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>2 各本新株予約権の行使により交付する当社の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、金153円とする。</p> <p>3 転換価額の調整 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>4 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。 (1) 時価(本欄第6項第(2)号に定める。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(ただし、本項第(2)号の場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p>

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる交付のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(2) 株式分割又は当社普通株式の無償割当により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割又は無償割当のための基準日の翌日以降これを適用する。

(3) 時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に取得を請求できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与（無償割当の場合を含む。）する場合（ただし、本項第(4)号の場合、及び、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で取得され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、又は、その証券の発行若しくは付与のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(4) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが、本新株予約権は除く）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合。

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号の各取引において、当社普通株主に権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(1)号乃至第(4)号にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。ただし、株式の交付については別記「(注)4 株式の交付方法」の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

5 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

6 転換価額調整式に係る計算方法

(1) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(2) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(3) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。

	<p>7 本欄第4項第(1)号乃至第(4)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て(ただし、当該承認は不合理に留保、遅延、拒絶されない。)、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>(1) 株式の併合、資本金若しくは資本準備金の額の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(3) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>8 本欄第4項により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金200,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項乃至第8項に基づき調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところにしたがい算出される資本金等増加限度額の0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権付社債の本社債権者は、平成28年6月15日から平成30年6月14日までの間(以下「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。ただし、別記「償還の方法」第3項第(1)号乃至第(3)号に定めるところにより、本社債権者が当社に対して繰上償還を請求する場合には当該本社債に係る本新株予約権につき、当該請求日まで、別記「償還の方法」第5項に定めるところにより当社が本社債を買い入れ、消却する場合には当該本社債に係る本新株予約権につき、当社が本社債を買い入れたときまで、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(注)2 期限の利益喪失に関する特約」に定めるところにより、当社が本社債の期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失時まで、とする。上記のいずれの場合も、平成30年6月14日より後に行使請求をすることはできない。さらに、当社が組織再編行為を行うために本新株予約権の行使を停止する必要があると当社が判断した場合、本新株予約権は、当社が合理的に定める期間(当該期間は30日を超えず、かつ当該組織再編行為の効力発生日の14日後の日以前に終了するものとする。)において行使することができないものとする。この場合、当社は、当該期間が開始する30日前までに必要な事項につき本新株予約権の新株予約権者に対し通知を行う。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 大興電子通信株式会社 コーポレート本部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本社債権者が本新株予約権付社債の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債の全部とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>1 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が吸収分割会社若しくは新設分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）を行う場合は、当社は、別記「償還の方法」第3項に基づき繰上償還がなされる場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、次の第(1)号乃至第(5)号に定める株式会社（以下「承継会社等」という。）の新株予約権で本欄第2項乃至第11項の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させる。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本新株予約権付社債の社債に係る債務を、以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権の新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債」の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。） 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社</p> <p>(2) 吸収分割 吸収分割承継会社</p> <p>(3) 新設分割 新設分割設立株式会社</p> <p>(4) 株式交換 株式交換完全親会社</p> <p>(5) 株式移転 株式移転設立完全親会社</p> <p>2 承継新株予約権の数 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一とする。</p> <p>3 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>4 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の数の算定方法 承継新株予約権の行使請求により承継会社等がその普通株式を交付する数は、行使請求に係る承継新株予約権に係る承継社債の払込金額の総額を本欄第5項に定める転換価額で除した整数とする。ただし、この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>5 承継新株予約権付社債の転換価額 組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に当該本新株予約権の新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の新株予約権付社債の転換価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項乃至第7項の調整に準じた調整を行う。</p> <p>6 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 各承継新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該承継新株予約権に係る承継社債の全部とし、出資される財産の価額は、当該承継新株予約権に係る承継社債の払込金額と同額とする。</p> <p>7 承継新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の行使期間の開始日、又は組織再編行為の効力発生日（当社が別記「新株予約権の行使期間」に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日若しくは当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）のうちいずれか遅い方の日から、別記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。</p>

	<p>8 承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得の事由及び取得の条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じる。</p> <p>9 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じる。</p> <p>10 組織再編が生じた場合 本欄に準じる。</p> <p>11 その他 承継新株予約権は当該承継新株予約権に係る承継社債と分離して譲渡できない。</p>
--	--

(注) 1 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計20個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出しなければならない。

(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

3 本新株予約権の行使請求の効力発生日

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかかる本社債について弁済期が到来するものとする。

4 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値等を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

6 本新株予約権の行使制限

当社は、割当予定先のライフスタイル・ジャパン投資事業有限責任組合（以下「ライフスタイル・ジャパン」という。）との間で、本新株予約権付社債に係る第三者割当て契約（以下「本第三者割当て契約」という。）を締結する予定であり、本第三者割当て契約において、平成28年6月15日から平成29年6月14日までに行使可能な本新株予約権は10個を限度とする（ただし、当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が吸収分割会社若しくは新設分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）、又は、事業譲渡（当社の事業の全部若しくは重要な事業の他の会社への売却若しくは移転に限り、以下「事業譲渡」という。）が発生した場合においてはかかる制限を受けません。）旨を定める。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。



### 3【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
200,000,000	12,000,000	188,000,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、フィナンシャル・アドバイザー費用7,000,000円、弁護士費用2,500,000円、新株予約権付社債評価費用1,500,000円、登記関連費用及びその他諸費用1,000,000円です。

#### (2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額188,000,000円の使途につきましては、次のとおりの具体的な使途を予定しております。また、調達資金を具体的な使途に充当するまでの間は、銀行預金等の安全な運用方法にて管理することといたします。

具体的な使途	金額	支出予定時期
社内システム刷新費用（基幹システム、営業プロセス及び事業管理プロセスの効率化のための情報化投資）	118百万円	平成27年6月30日 ～平成28年3月31日
人材育成費用（外部機関を活用した研修、技術者の技術取得支援費用等）	70百万円	平成27年8月1日 ～平成28年3月31日

#### (資金調達の目的)

##### ( ) ライフスタイル・ジャパンとの業務・資本提携及びその理由

当社は、システムインテグレーターとして主に情報通信機器（OA機器、電子計算機及び電気通信設備）の販売、施工及び保守、コンピュータソフトの設計、開発、保守及び運用管理を行っております。当社は、これらのサービスを組み合わせたトータルソリューションサービスを提供することで、お客さまとの長期的な信頼関係を築き、安定的な収益基盤を築いてまいりました。しかし、情報通信機器の価格の大幅低下に加え、インターネットの普及やクラウド・コンピューティングの利用拡大に伴い、お客さまのニーズや情報化投資に対する姿勢が変化し始めています。

当社は、お客さまとの接点強化により新たなニーズの掘り起こしを図るとともに、自社開発ソリューションのクラウド対応などによる付加価値向上により事業環境の変化に対応してまいりました。また、生産性の向上、コスト削減の徹底、品質の強化により収益基盤の強化を図ってまいりました。しかし、デフレ環境下において中長期的に安定した収益基盤を確保するには、外部の力を活用することで、今まで以上の経営革新と構造改革の加速が必要であると考えに至りました。

一方、ライフスタイル・ジャパンは、その無限責任組合員である株式会社チームクールジャパン（以下「チームクールジャパン」といいます。）を通じて企業変革・成長を目指す中堅企業への投資、アドバイス業務を事業として営んでおります。また、チームクールジャパンは、金融機関での投資業務、企業再生、事業会社での経営改革の分野で、長年多くの企業の再生、変革・成長を導く経験と実績を積んだメンバーで構成されており、ライフスタイル・ジャパン等の投資事業有限責任組合の運営管理を行い、これらの投資事業有限責任組合は、国内市場での潜在的な成長力を持つ有望な複数の中堅企業に投資を行っております。

当社は、経営革新と構造改革を加速するにあたり、平成26年4月に当社のアドバイザーである株式会社リサ・パートナーズ（所在地：東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟19階、代表取締役 田中敏明）（以下「リサ・パートナーズ」といいます。）からライフスタイル・ジャパンの紹介を受け、同年5月よりチームクールジャパンを通じて経営革新と構造改革の方向性についてディスカッションを重ねてまいりました。そして、同年10月にライフスタイル・ジャパンから、既存事業の収益力強化を前提とした組織構造改革、営業・業務プロセス改革、収益管理手法の見直しなどの提案を受領しました。

当社は、ライフスタイル・ジャパンの提案が、お客さまや取引先などとの関係の維持、経営陣との協調を前提としたものであること、業績指標の再設定、受注採算ルールの見直し、受注から売上までのプロセスの可視化、収益管理手法の見直しなどの具体策が、当社が進めてきた経営革新や構造改革を一段と加速するとともに強靱な収益体質の確立に有効であることから、業務提携先として適切であると判断し、ライフスタイル・ジャパンと業務提携を行うこととしました。また、併せて業務提携による経営革新と構造改革をより確実なものとするために、ライフスタイル・ジャパンとの更なる関係強化を図ること並びに構造改革のために社内システム刷新及び人材育成に必要な資金を調達することを目的として、ライフスタイル・ジャパンと資本提携も併せて行うこととし、ライフスタイル・ジャパンに対し新株予約権付社債を発行することといたしました。

上記の理由により、当社は、本日開催の当社取締役会において、ライフスタイル・ジャパンとの間で、業務・資本提携(以下「本提携」といいます。)を行うこと及び本提携に係る業務・資本提携契約を締結することを決議し、同日付にて業務・資本提携契約を締結いたしました。

( ) ライフスタイル・ジャパンとの業務提携の内容

かかる業務・資本提携契約に基づく業務提携の内容は以下のとおりです。

期間

平成27年6月15日から3年間

業務提携の内容

業務・資本提携契約に基づく業務提携の内容は、以下のとおりであり、ライフスタイル・ジャパンは、その無限責任組合員であるチームクールジャパンを通じて以下に定める事項を実施します。

- (ア) 当社の組織構造、営業・業務プロセス、収益管理手法の分析及び評価並びにこれらに基づく経営に関する提案・助言を行うこと。
- (イ) 上記(ア)の提案・助言内容の実現に向けて、経営会議、営業会議等の社内会議への出席、社員へのインタビュー、取引先等ステークホルダーとの面談等を実施すること。
- (ウ) 上記(ア)の提案・助言内容の実現に向けて、当社経営革新本部の構造改革推進チームとの定例会議を実施し、上記(イ)の結果についてフィードバックを行い、また、当社の経営革新、構造改革施策について提案・助言を行うこと。
- (エ) 上記(ウ)の定例会議で決定した経営革新、構造改革施策を当社が実行するにあたり実行支援すること。
- (オ) 上記(エ)の施策実行を確実に遂行し、完了することができるようにするために、進捗確認、軌道修正、完了確認を支援すること。
- (カ) ライフスタイル・ジャパンが指名する者1名を当社の社外取締役として派遣し、経営参加すること。

なお、上記(カ)に関し、本日開催の当社取締役会において、ライフスタイル・ジャパンから指名のあったチームクールジャパンの取締役兼代表パートナーである林南平氏を当社取締役に選任する議案を当社第62回定時株主総会に上程する旨の決議がなされております。

( ) ライフスタイル・ジャパンとの資本提携及び資金調達目的

上記( )及び( )のとおり、当社は、経営革新と構造改革の実現のために、ライフスタイル・ジャパンと業務・資本提携契約に基づき、各種の支援を受けることとなりますが、ライフスタイル・ジャパンが当社のエクイティ性証券を保有することで当社と緊密な関係を構築することが可能となり、ライフスタイル・ジャパンから積極的かつ具体的な当社への支援を得られることが期待できること、並びに、経営革新と構造改革推進の一環として、以下のとおり社内システム刷新及び人材育成に必要な資金を確保すること、を今回の資金調達の目的としております。

社内システム刷新

当社においては、当社の持つ様々な経営資源(人材、資金、設備、資材、情報など)を統合的に管理・配分し、業務の効率化や経営の全体最適を進めるためのシステムの刷新が従来課題であると認識しております。今回、この課題解決のために、旧来の基幹系システムの刷新、コミュニケーションや事務処理の効率化や意思決定を支援するための情報システムの見直しといったシステム投資を行うことにより、経営資源の統合管理、営業プロセス及び収益管理プロセスの見直し、現状を把握し早期に課題を発見し迅速な意思決定を図ることにより、経営革新や構造改革をより強力に推進することが可能となると考えております。

人材育成

当社が経営革新と構造改革を実現させるためには、当社を取り巻く事業環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制づくり及び人材育成の強化が不可欠となります。そのため、当社は幹部社員向けのマネジメント研修の実施、システムエンジニア等の技術者による最新技術の取得支援、外部機関を活用した営業力強化のための研修実施等への投資を行い、お客様との関係構築のために最も大切な資産である人材の強化を行うことにより、経営革新や構造改革をより確実にすることが可能になると考えております。

( 転換社債型新株予約権付社債の発行の方法を選択した理由 )

上記「( 資金調達の目的 ) ( ) ライフスタイル・ジャパンとの資本提携及び資金調達の目的」記載のとおり、ライフスタイル・ジャパンが当社と緊密な関係を構築し、もって、ライフスタイル・ジャパンによる積極的かつ具体的な当社への支援を実現することが、当社による今回の資金調達の目的の一つです。すなわち、当社は、今回の資金調達方法として、ライフスタイル・ジャパンに対する第三者割当の方法によるエクイティ・ファイナンスを行う必要がありますが、選択肢としては、転換社債型新株予約権付社債以外にも、新株式の発行又は新株予約権の発行が選択肢としてはありえるところです。その中でも、当社が今回の資金調達方法を選択した理由は、以下のとおりです。

まず、新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができ、かつ償還の必要がない反面、1株あたりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権及び新株予約権付社債の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。このため、当社としては新株式の発行は資金調達の選択肢から外しました。

次に、新株予約権による資金調達については、一般に、即時の希薄化を避けることができる反面、発行者が投資家による新株予約権の行使を強制することができず、資金調達の完了まである程度の期間を要し、さらに、株価の下落時にはその行使が進まず、期待していた資金調達が実現できない可能性があるというデメリットがあります。上記「( 資金調達の目的 ) ( ) ライフスタイル・ジャパンとの資本提携及び資金調達の目的」記載のとおり、今回の資金調達のもう一つの目的は経営革新と構造改革の実現の一環として実施する社内システム刷新及び人材育成に必要な資金を確保することであり、当社としては確実にかかる資金を調達したいという意向があることから、資金調達の時期及び金額が不確実な新株予約権による資金調達は、今回の資金調達の手法としては、転換社債型新株予約権付社債による資金調達と比べると、適切ではないとの判断に至りました。

当社としましては、転換社債型新株予約権付社債の発行によれば、発行時点において払込みがなされるため、確実に社内システム刷新及び人材育成に必要な資金を調達することができ、また、即時の希薄化を避けることができるため、既存の株主に与える影響を軽減することができることから、転換社債型新株予約権付社債を選択することとしました。また、ライフスタイル・ジャパンが、当社の転換社債型新株予約権付社債を保有することにより、当社の株価が上昇すれば本新株予約権を行使することによりその上昇に係る利益を享受することができるため、当社との業務提携において、ライフスタイル・ジャパンから、より積極的かつ具体的な支援を期待することも可能となります。なお、本新株予約権付社債には、転換価額の下方修正条項は付さず、本新株予約権の行使による交付株式数が当初の予定より増加し、更なる希薄化が生じる可能性はない仕組みとしております。また、本新株予約権付社債に付された本新株予約権の行使により生じる希薄化の既存の株主に与える影響をできる限り緩和し、また、ライフスタイル・ジャパンによる積極的かつ具体的な支援の継続性を確保する観点から、ライフスタイル・ジャパンと交渉して、本新株予約権付社債に付された本新株予約権につき、当初1年間は行使できないものとし( 権利行使期間の開始日を本新株予約権付社債の発行日の1年後の応当日とする。 )、また、本新株予約権の権利行使期間の開始から1年間は本新株予約権の行使は10個を上限とすること(ただし、組織再編行為又は事業譲渡が発生した場合においてはかかる制限を受けません。 )により、ライフスタイル・ジャパンによる本新株予約権の行使を一定程度制限しております。さらに、転換社債型新株予約権付社債は負債であるため、新株予約権の行使による株式への転換が進まない場合には、最終的には未行使部分につき弁済する必要がありますが、満期までの当社の財務状況への影響を軽減するために、ライフスタイル・ジャパンと交渉して、ゼロ・クーポン(満期までの金利負担なし)としました。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a. 割当予定先の概要

名称	ライフスタイル・ジャパン投資事業有限責任組合
所在地	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル
出資額	3,000,000,000円(コミットメントベース)
組成目的	潜在的な成長力を持つ有望な国内の法人(上場、未上場を問わない。)に対する投資及び助言を主たる目的とし組成されました。
主たる出資者及びその出資比率	<p>1. 瀧定大阪株式会社 99%</p> <p>代表取締役 瀧 隆太 大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 繊維専門商社(各種繊維製品の元卸売並びに一般輸出入)スタイルム社を含むグループ経営企画・運営・管理及び新規・重点事業の開発・運営</p> <p>2. 株式会社チームクールジャパン 1%</p> <p>代表取締役 古我 知史 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル (1) インキュベーション並びにベンチャー・キャピタル業務 (2) 事業投資等の投資組合のジェネラル・パートナー業務 (3) 企業再生、事業承継、M &amp; A等に関するコンサルティング業務 (4) 知財や財産権などの仲介、売買、管理などの業務 (5) 情報提供や処理に関するサービス業務 (6) 上記各号に附帯関連する一切の業務</p>
業務執行組員又はこれに類する者に関する事項	<p>名称 株式会社チームクールジャパン 本店の所在地 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル 代表者 代表取締役 古我 知史 資本金 1,850万円 事業の内容 1. インキュベーション並びにベンチャー・キャピタル業務 2. 事業投資等の投資組合のジェネラル・パートナー業務 3. 企業再生、事業承継、M &amp; A等に関するコンサルティング業務 4. 知財や財産権などの仲介、売買、管理などの業務 5. 情報提供や処理に関するサービス業務 6. 上記各号に附帯関連する一切の業務 株主構成 1. ウィルキャピタルマネジメント株式会社 70% 2. 瀧定大阪株式会社 30%</p>

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成27年5月28日現在におけるものです。

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

当社が保有している割当予定先の持分の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成27年5月28日現在におけるものです。

c．提出者と業務執行組員又はこれに類する者との間の関係

当社が保有している業務執行組員又はこれに類する者の株式数	該当事項はありません。
業務執行組員又はこれに類する者が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 提出者と業務執行組員又はこれに類する者との間の関係の欄は、平成27年5月28日現在におけるものです。

d．割当予定先の選定理由

割当予定先であるライフスタイル・ジャパンは、無限責任組員であるチームクールジャパンが運営管理する投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合であり、企業変革・成長を目指す中堅企業への投資、アドバイス業務を事業として営んでおります。チームクールジャパンは、金融機関での投資業務、企業再生、事業会社での経営改革の分野で、長年多くの企業の再生、変革・成長を導く経験と実績を積んだメンバーで構成されており、ライフスタイル・ジャパン等の投資事業有限責任組合の運営管理を行い、これらの投資事業有限責任組合は、国内市場での潜在的な成長力を持つ有望な複数の中堅企業に投資を行っております。

上記「第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途（資金調達の目的）（ ）ライフスタイル・ジャパンとの業務・資本提携及びその理由」に記載のとおり、当社ではデフレ環境下において今後中長期的に安定した収益基盤を確保するためには、外部の力を活用することで、今まで以上の経営革新と構造改革の加速が必要であると考えに至りました。

こうした中、上記「第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途（資金調達の目的）（ ）ライフスタイル・ジャパンとの業務・資本提携及びその理由」に記載のとおり、平成26年4月、当社のアドバイザーであるリサ・パートナーズから、外部の専門家としてライフスタイル・ジャパンの紹介を受け、同年5月よりチームクールジャパンを通じて経営革新及び構造改革の方向性についてディスカッションを重ねてまいりました。そして、同年10月にライフスタイル・ジャパンから当社の経営革新と構造改革に関する提案を受領しました。

当社は、ライフスタイル・ジャパンの提案がお客さまや取引先などとの関係の維持、経営陣との協調を前提としたものであること、業績指標の再設定、受注採算ルールの見直し、受注から売上までのプロセスの可視化、収益管理手法の見直しなどの具体策が、当社が進めてきた経営革新や構造改革を一段と加速するとともに強靱な収益体質の確立に有効であることから、業務提携先として適切であると判断し、ライフスタイル・ジャパンと業務提携を行うこととしました。また、併せて業務提携による経営革新と構造改革をより確実なものとするために、ライフスタイル・ジャパンとの更なる関係強化を図ること並びに構造改革のために社内システム刷新及び人材育成に必要な資金を調達することを目的として、ライフスタイル・ジャパンと資本提携も併せて行うこととし、ライフスタイル・ジャパンを割当予定先として選定いたしました。

e．割り当てようとする株式の数

1,307,189株

（注） 割り当てようとする株式の数は、本新株予約権付社債に付された本新株予約権がその当初転換価額153円においてすべて転換された場合における株式の数となります。

f．株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるライフスタイル・ジャパンから、ライフスタイル・ジャパンが本新株予約権の行使により取得する株式について、本提携の趣旨を踏まえ、安定的かつ継続的に保有する方針である旨、及び当社の業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ保有又は売却する方針である旨の説明を口頭で受けております。

なお、本社債権者が本新株予約権付社債の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、本社債権者が、本新株予約権付社債に付された本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。

また、本新株予約権の行使について、その権利行使期間は平成28年6月15日から平成30年6月14日までに限定されており（本新株予約権付社債の発行日から1年間は行使不可）、また、本第三者割当て契約において、本新株予約権の権利行使期間の開始から1年間は本新株予約権の行使は10個を上限とすること（ただし、組織再編行為又は事業譲渡が発生した場合においてはかかる制限を受けません。）を定める予定であります。

### g．払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるライフスタイル・ジャパンの払込みに要する財産の存在については、ライフスタイル・ジャパンから、平成27年5月19日現在の預金残高が224,155,460円あり、本第三者割当の引受に要する資金を保有することを預金通帳の写しにて確認しており、本新株予約権付社債の発行に係る払込金額の払込みのための資力は十分であると判断しております。

### h．割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるライフスタイル・ジャパンから、ライフスタイル・ジャパン、その無限責任組合員であるチームクールジャパン、チームクールジャパンの役員及び出資者、並びにライフスタイル・ジャパンのその他の出資者が、（ライフスタイル・ジャパンのその他の出資者についてはライフスタイル・ジャパンの知る限り）暴力団等の反社会的勢力との関係がない旨の表明を得ております。また、当社においても独自に専門の調査期間である株式会社トクチョー（所在地：東京都千代田区神田駿河台3-2-1 新御茶ノ水アーバントリニティ6階 代表取締役 荒川一枝）に調査を依頼し、ライフスタイル・ジャパン、その無限責任組合員であるチームクールジャパン、チームクールジャパンの役員及び出資者、並びにライフスタイル・ジャパンのその他の出資者が、反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、さらに、ライフスタイル・ジャパンとその出資者が反社会的勢力とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## 2【株券等の譲渡制限】

本社債権者が本新株予約権付社債の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、本社債権者が、本新株予約権付社債に付された本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行条件である、払込金額、転換価額、利率等につきましては、当社株式の株価水準、流動性が低いこと、価格変動率の大きいこと等の諸条件のほか、本新株予約権の行使が本新株予約権付社債の発行後1年間制限されていることに加え、本第三者割当て契約において、本新株予約権の権利行使期間の開始から1年間は本新株予約権の行使は10個までを上限とすること（ただし、組織再編行為又は事業譲渡が発生した場合においてはかかる制限を受けません。）を定める予定であること、本新株予約権付社債等の譲渡も当社の承認なく行うことができないことを踏まえて、ライフスタイル・ジャパンとの交渉を踏まえた結果、決定されております。なお、当社は、払込金額の算定の公正を期するため、独立した第三者評価機関である株式会社プルートス・コンサルティング（所在地：東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング30階、代表取締役社長 野口真人）（以下「プルートス」といいます。）に、本新株予約権付社債の発行要項及び本第三者割当て契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値算定を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得しております。当該報告書では、本新株予約権付社債の発行要項を考慮し、一定の前提（当社の株価（224円）、転換価額（153円）、配当利回り（0%）、満期までの期間（3年間）、転換可能期間（平成28年6月15日から平成30年6月14日まで）、無リスク利率（0.002%）、株価変動性（41.54%）、当社の行動（発行後転換を待つものとする。満期日において残存する本新株予約権付社債がある場合には、額面にて償還するものとする。）及びライフスタイル・ジャパンの行動（発行後1年間は転換を行わないものとする。1年経過後、株価が転換価格を上回っている場合、普通株式への転換を行い、取得した株式を売却するものとする。ただし、1度の転換では1個ずつ転換するものとし、売却にあたっては、1日当たり平均売買出来高（約26,000株/日）の約15%（約3,900株/日）を目安に、日々売却するものとし、保有する株式を全て売却した後、次の転換を行うものとする（発行から1年後から1年間毎に、100百万円分（10個）の転換を行うものとする。））の下、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

当社は、上記算定結果をもとに、本新株予約権付社債1個の払込金額が本新株予約権付社債の公正価値を上回っていることを確認した上で、本新株予約権付社債の払込金額その他の発行条件等を勘案しても、本社債に本新株予約権を付すことによって得られる経済的価値は本新株予約権の公正価値を上回っているものと考え、本新株予約権の払込金額を無償とすることは合理的であると判断しました。また、本新株予約権付社債の転換価額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日（以下「発行決議日」といいます。）の直前営業日までの直近6ヶ月間の平均値終値1株169.5円から9.7%のディスカウントした金額（小数点以下切り捨て）である153円といたしました。

なお、この転換価額は、発行決議日の直前営業日である平成27年5月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値1株213円に対して28.2%のディスカウント、発行決議日の直前営業日までの直近1ヶ月間の平均値終値1株208.4円に対して26.6%のディスカウント、発行決議日の直前営業日までの直近3ヶ月間の平均値終値1株185.1円に対して17.3%のディスカウントとなります。

当社が直近6ヶ月間の平均値終値を基準とした理由といたしましては、当社株式は市場における流動性が低く、一部の投資家の思惑によって株価が大きく変動する可能性があるため、短期間ではなく一定の期間の平均株価を使用することが適当であることに加え、当社が平成26年3月期及び平成27年3月期第2四半期において営業損失を計上しており、平成27年3月期においては事業整理損等により大幅な特別損失を計上し、純資産についても過去の損失計上と平成27年3月期における損失の発生により欠損が生じている状況であるにもかかわらず、当社株価が上昇傾向にあると認められるなど、直近営業日の株価、直前営業日までの直近1ヶ月間の平均値終値及び直近3ヶ月間の平均値終値は必ずしも会社の価値を反映しているとは言い切れず、むしろ、上記のような当社の業績や財務状態等に鑑みると、直近6ヶ月間の平均値終値を使用した方が会社の価値を適切に反映していると判断したためであります。

また、上記のディスカウント率は、割当予定先との数次にわたる交渉により決定いたしました。上記記載のとおり当社が厳しい経営状況及び財務状況に置かれていること、経営革新と構造改革の実現の一環として社内システム刷新及び人材育成を実施することは事業戦略上不可欠であるという資金調達の必要性等を総合的に勘案し、割当予定先からの要請に従い、一定のディスカウントをせざるを得ないと判断し、本新株予約権付社債の転換価額が発行決議日の直前営業日までの直近6ヶ月間の平均値終値の90%以上であることも勘案し決定いたしました。

本件に関し、当社監査役全員からも、プルータスは、本新株予約権付社債の価値算定の業務委託契約を除き、当社と取引関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、その選定も透明性の確保された方法により行われたこと、割当予定先との交渉も適切に行われたこと、プルータスによる本新株予約権付社債の価値算定については、その算定過程及び前提条件等に関してプルータスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該価値算定は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権付社債の払込金額はプルータスによって算出された公正価値を下回る水準ではないことから、割当予定先であるライフスタイル・ジャパンに特に有利でないと判断した旨の意見をj得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本新株予約権付社債の発行による潜在株式数は1,307,189株(議決権数1,307個)であり、これは平成27年3月31日現在の当社発行済株式総数12,561,219株の10.41%及び当該日現在の当社の議決権総数12,175個の11.74%に相当します。

しかしながら、本新株予約権の発行により、チームクールジャパンによる積極的かつ具体的な当社への支援を期待することができ、また、今回の調達資金を、上記「第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の使途に充当することで、社内システムの刷新及び人材育成を実施して経営革新及び構造改革を図り、ひいては企業価値を向上させることができると考えており、本第三者割当による希薄化の規模は合理的であると考えております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中 4丁目1-1	1,866,827	15.33%	1,866,827	13.84%
株式会社オービック	東京都中央区京橋2丁目4-15	1,500,000	12.32%	1,500,000	11.13%
ライフスタイル・ジャパン投資 事業有限責任組合	京都市中京区烏丸通錦小路上ル 手洗水町659番地烏丸中央ビル	-	-	1,307,189	9.69%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1丁目9- 1	1,277,102	10.49%	1,277,102	9.47%
大興電子通信従業員持株会	東京都新宿区揚場町2-1 軽子 坂MNビル	1,248,662	10.25%	1,248,662	9.26%
株式会社ドッドウエル ビー・ エム・エス	東京都中央区日本橋久松町12-8	753,000	6.18%	753,000	5.59%
興銀リース株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目2-6	517,569	4.25%	517,569	3.83%
大興電子通信取引先持株会	東京都新宿区揚場町2-1	444,746	3.65%	444,746	3.29%
サンテレホン株式会社	東京都中央区八丁堀4丁目5-4	200,000	1.64%	200,000	1.48%
長岡 正樹	大阪府吹田市	160,000	1.31%	160,000	1.19%
計	-	7,967,906	65.42%	9,275,095	68.77%

(注) 1 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2 割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しておりますが、当社(自己保有分1.25%)は含めておりません。

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権付社債に付された本新株予約権が発行と同時に全て行使されたと仮定したものととなります。なお、本新株予約権付社債の転換に際しては当社保有の自己株式152,590株(平成27年3月31日現在)を充当する予定です。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



**第二部【公開買付けに関する情報】****第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

**第2【統合財務情報】**

該当事項はありません。

**第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】**

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第61期）及び四半期報告書（第62期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年5月29日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、以下のとおり変更及び追加すべき事由が生じております。変更箇所は罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（平成27年5月29日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

#### 事業等のリスク

（変更前）

##### 業績の変動について

当社グループ事業の競合関係は、コンピュータメーカー各社および関連ソフトウェア会社、ソフトウェアパッケージ会社、システムインテグレータ、コンサルティング会社など多くの同業他社と競合関係にあります。現時点においては一定の競争力を有していると考えておりますが、今後、同業他社あるいは新規参入者に対し、取扱い商品・サービス、業務スキル、技術面等での競争結果によっては、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、受託開発におけるソフトウェアサービスは、価格競争の影響を比較的大きく受け、今後、低価格競争が激化した場合は、利益率が伸び悩み、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### ソフトウェア開発について

当社グループはソリューションサービスの一環としてソフトウェア開発を行っております。ソフトウェア開発においては、顧客との認識不一致、開発者の技術力不足、ソフトウェアの不具合から多額の修正費用が発生する可能性があります。また、このような不具合、納期遅延等により、お客様からの重大なクレームや訴訟等を受ける可能性があります。

こうしたリスクを回避するために、当社は、不採算プロジェクト発生の事前防止と遂行中プロジェクトの課題の早期発見のために、現場部門における品質管理体制を強化するとともに、システムアシュアランス本部を新設し、全社的なプロジェクトの管理・支援を強化することによって、プロジェクトのリスクをコントロールし、損失の極小化を図っております。

##### 特定の取引先への依存について

当社グループの主要な取引先は富士通株式会社であり、当連結会計年度において当社グループの売上高に占める富士通株式会社の割合は8.2%、仕入高に占める割合は22.6%であります。富士通株式会社とはパートナー契約を締結しております。

また、当社グループの売上高に占める大和証券グループ各社の割合は、3.9%であり主要な取引先となっております。これまでのこれら各社との取引関係は安定的に推移してまいりましたが、このような取引関係が継続困難となった場合や、何らかの理由で支障が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### 人材の確保について

当社グループの最大の財産は「人材」であり、人材の確保、育成は経営基盤の維持、拡大の上で不可欠であります。人材確保の面では、定期採用・中途採用を行っており、会社説明会、インターネットの活用など幅広い採用活動を積極的に展開しておりますが、将来的に継続して必要な人材を確保することが困難なことも予想されます。当社グループは、人材育成を経営の最重要課題と位置づけており、必要なスキル習得のため教育を積極的に推進しておりますが、専門的知識や、技術・資格等を持つ人材に対する需要は強く、社外流出する可能性もあります。

##### 個人情報の取扱いについて

当社グループは事業活動を通じ、お客様の機密情報、個人情報を知る機会を有しております。万一そのような情報が外部に流出するといったことが発生すると、当社グループの社会的信用失墜、お客様からの損害賠償請求等の事態がおこる可能性があります。情報サービス産業に属する当社グループにとって、個人情報の保護は社会的責務であり、その適切な取扱い・管理の徹底のため、個人情報保護方針の制定、プライバシーマークを取得し、全社員に周知・徹底させ、個人情報の取扱いに関し適切な保護措置を講ずる体制を整備しております。

##### 退職給付債務について

当社グループの従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待運用収益率に基づいて算出しております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響額については、認識した連結会計年度から定額法により5年で費用処理しております。従って、将来、割引率が低下した場合や運用利回りが悪化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態は重要な影響を受ける可能性があります。

##### 減損会計

当社グループは「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しており、保有資産の将来キャッシュ・フロー等を算定し減損の測定等を実施しております。今後、保有資産から得られるキャッシュ・フローの状況等によっては当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (変更後)

### 事業環境に関するリスク

#### ・市場動向リスク

当社グループの主要顧客である中堅企業向け市場は、景気の影響を受けやすく、これに伴う需要の縮小により当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ・競合リスク

当社グループ事業の競合関係は、コンピュータメーカー各社および関連ソフトウェア会社、ソフトウェアパッケージ会社、システムインテグレータ、コンサルティング会社など多くの同業他社と競合関係にあります。現時点においては一定の競争力を有していると考えておりますが、今後、同業他社あるいは新規参入者に対し、取扱い商品・サービス、業務スキル、技術面等での競争結果によっては、業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ・技術革新リスク

当社グループが事業を展開する情報サービス業界においては、急速に技術等が変化しております。これらの技術革新への対応が遅れた場合には、当社グループの提供するサービスの競争力の低下等が生じる可能性があります。

#### ・特定取引先への依存リスク

当社グループの主要な取引先は、富士通株式会社であり、当連結会計年度において当社グループの売上高に占める富士通株式会社の割合は8.2%、仕入高に占める割合は20.8%であります。富士通株式会社とはパートナー契約を締結しております。取引関係は安定的に推移してまいりましたが、このような取引関係が継続困難となった場合や、何らかの理由で支障が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### 品質に関するリスク

#### ・プロジェクトリスク

当社グループは、ソリューションサービスの一環としてシステム構築を行っておりますが、顧客との認識不一致、当社の調達先の技術力不足、システムの不具合から多額の修正費用が発生する可能性があります。また、このような不具合、納期遅延等により、お客様からの重大なクレームや訴訟等を受ける可能性があります。こうしたリスクを回避するために、当社は、不採算プロジェクト発生の事前防止と遂行中プロジェクトの課題の早期発見のために、現場部門における品質管理体制を強化するとともに、品質管理部門を常設し、全社的なプロジェクトの管理・支援を強化することによって、プロジェクトのリスクをコントロールし、損失の極小化を図っております。

#### ・製品開発リスク

当社グループは、ソリューションサービスの一環として自社開発のソフトウェア製品を開発、販売しておりますが、製品が陳腐化し市場性が失われたり、想定外の不具合等の発生により、多額の改修費用が発生する可能性があります。

### 人材の確保・育成に関するリスク

当社グループの最大の財産は「人材」であり、人材の確保、育成は経営基盤の維持、拡大の上で不可欠であります。人材確保の面では、定期採用・中途採用を行っており、会社説明会、インターネットの活用など幅広い採用活動を積極的に展開しておりますが、将来的に継続して必要な人材を確保することが困難なことも予想されます。当社グループは、人材育成を経営の最重要課題と位置づけており、必要なスキル習得のため教育を積極的に推進しておりますが、専門的知識や、技術・資格等を持つ人材に対する需要は強く、社外流出する可能性もあります。

### 情報管理に関するリスク

当社グループは、事業活動を通じ、お客様の機密情報、個人情報を知る機会を有しております。万一そのような情報が外部に流出するといったことが発生すると、当社グループの社会的信用失墜、お客様からの損害賠償請求等の事態がおこる可能性があります。当社グループにとって、情報管理は社会的責務であり、その適切な取扱い・管理の徹底のため、プライバシーマークの取得等情報管理に関する体制を整備しております。

### 財務リスク

#### ・退職給付リスク

当社グループの従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待運用収益率に基づいて算出しております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響額については、認識した連結会計年度から定額法により5年で費用処理しております。従って、将来、割引率が低下した場合や運用利回りが悪化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態は重要な影響を受ける可能性があります。

#### ・減損リスク

当社グループは「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しており、保有資産の将来キャッシュ・フロー等を算定し減損の測定等を実施しております。今後、保有資産から得られるキャッシュ・フローの状況等によっては当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

・資金調達リスク

当社グループは、金融機関から借入れを行っていますが、金融機関が貸出しを圧縮した場合、あるいは当社の信用引下げ等の事態が生じた場合、借換え又は新規の借入れが困難となり、適時に当社グループが必要とする金額の借入れを行うことができない場合には、当社グループの資金調達に悪影響を及ぼす可能性があります。

・その他会計制度変更等に関するリスク

当社グループは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表および財務諸表を作成していますが、会計基準等の変更により、会計方針を変更した場合に、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンスリスク

当社グループは、「DAIKOグループ行動基準」を制定し、社員一人ひとりがこの行動基準を遵守し、法令・規範に則した行動を行うよう、周知徹底に取り組んでおります。また、経営監視委員会を設置し、コンプライアンスの徹底にグループ一体となって取り組んでおります。しかしながら役職員個人による法令違反を含むコンプライアンス上の問題が発生した場合には、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

災害リスク

地震等の自然災害、伝染病の発生等により、当社グループの事業継続に深刻な支障をきたした場合には、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 2 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第61期)提出日(平成26年6月27日)以降、本有価証券届出書提出日(平成27年5月29日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。(平成26年7月1日)

### 1 提出理由

平成26年6月27日開催の当社の第61回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件  
取締役として、津玉高秀、三木格、山寺光、岡田憲児、原口直道及び小野弘之を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件  
監査役として、藤松文を選任する。

第3号議案 会計監査人選任の件  
会計監査人として、太陽A S G有限責任監査法人を選任する。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案				（注）1	
津玉 高秀	9,617	80	0		可決（99.18%）
三木 格	9,614	83	0		可決（99.14%）
山寺 光	9,619	78	0		可決（99.20%）
岡田 憲児	9,619	78	0		可決（99.20%）
原口 直道	9,614	83	0		可決（99.14%）
小野 弘之	9,584	113	0		可決（98.83%）
第2号議案				（注）1	
藤松 文	9,634	64	0		可決（99.34%）
第3号議案	9,634	64	0	（注）2	可決（99.34%）

（注）1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

（平成26年9月26日）

## 1 提出理由

当社および当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 当該事象の発生年月日

平成26年9月26日

## (2) 当該事象の内容

当社は、自社開発によるS Iバージョンの調達システムの販売において、多額の維持、改善費用が発生している為、S Iバージョンの調達システムにつきましては導入済のお客様に対するサポートに特化することとし、パッケージバージョンの調達システムの販売に資源を集中することにいたしました。

今回の調達システムにおける販売形態の転換に伴い、事業整理損を計上いたします。

## (3) 当該事象の損益および連結損益に与える影響額

当該事象により、平成27年3月期第2四半期の個別決算および連結決算において、事業整理損として673百万円を特別損失に計上する予定であります。

(平成27年3月12日)

1 提出理由

当社および当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年3月6日(希望退職者確定日)

(2) 当該事象の内容

当社は、平成27年1月30日開催の取締役会において、希望退職者の募集を行うことについて決議し、以下のとおり実施いたしました。

(希望退職者募集の概要)

対象者 48歳～59歳の社員

募集人員 50名程度

募集期間 平成27年2月23日～平成27年3月6日

退職日 平成27年3月31日

支援内容 規定の退職金に加え退職割増金を支給するとともに、希望者に対し外部の再就職支援会社による再就職支援を行います。

(希望退職者募集の結果)

希望退職者数 50名

(3) 当該事象の損益および連結損益に与える影響額

今回の希望退職者募集に伴う退職割増金および再就職支援に係る費用として、平成27年3月期の個別決算および連結決算において特別損失として約195百万円を計上する予定です。

3. 最近の業績の概要

第62期連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)の業績の概要

平成27年5月14日開催の取締役会において承認された第62期連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表

## (1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,009,319	3,180,824
受取手形及び売掛金	9,760,909	8,587,256
機器及び材料	9,114	4,272
仕掛品	4,887,706	3,898,222
その他	428,065	446,828
貸倒引当金	5,645	5,798
流動資産合計	17,089,470	16,111,606
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,251,904	1,256,949
減価償却累計額	852,582	878,185
建物（純額）	399,322	378,763
工具、器具及び備品	59,054	58,820
減価償却累計額	48,962	47,318
工具、器具及び備品（純額）	10,091	11,501
土地	815,555	815,555
リース資産	284,147	224,310
減価償却累計額	113,101	90,137
リース資産（純額）	171,046	134,172
有形固定資産合計	1,396,014	1,339,993
無形固定資産		
ソフトウェア	60,928	33,023
ソフトウェア仮勘定	86,268	133,571
リース資産	22,929	9,203
その他	41,429	34,975
無形固定資産合計	211,554	210,773
投資その他の資産		
投資有価証券	1,903,024	2,123,877
退職給付に係る資産	328,994	504,848
敷金及び保証金	390,278	391,163
その他	101,801	95,436
貸倒引当金	48,583	48,522
投資その他の資産合計	2,675,514	3,066,803
固定資産合計	4,283,083	4,617,570
繰延資産		
社債発行費	3,881	913
繰延資産合計	3,881	913
資産合計	21,376,435	20,730,090

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	6,383,612	5,478,442
短期借入金	2,690,000	3,301,862
1年内償還予定の社債	148,500	57,000
1年内返済予定の長期借入金	522,860	286,880
リース債務	82,781	56,071
未払金	266,159	1,267,287
未払費用	281,135	478,818
未払法人税等	50,100	47,979
未払消費税等	231,007	506,043
賞与引当金	319,100	303,400
製品保証引当金	4,000	3,100
その他	435,091	544,958
<b>流動負債合計</b>	<b>11,414,348</b>	<b>12,331,842</b>
<b>固定負債</b>		
社債	57,000	-
長期借入金	280,480	193,600
リース債務	164,269	130,248
繰延税金負債	421,009	508,252
退職給付に係る負債	5,673,351	5,003,230
その他	73,949	73,715
<b>固定負債合計</b>	<b>6,670,060</b>	<b>5,909,047</b>
<b>負債合計</b>	<b>18,084,408</b>	<b>18,240,889</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	3,654,257	3,654,257
資本剰余金	272,811	272,811
利益剰余金	1,019,900	1,997,482
自己株式	31,889	32,815
<b>株主資本合計</b>	<b>2,875,278</b>	<b>1,896,770</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	553,202	727,428
退職給付に係る調整累計額	242,840	242,527
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>310,362</b>	<b>484,901</b>
少数株主持分	106,384	107,528
<b>純資産合計</b>	<b>3,292,026</b>	<b>2,489,200</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>21,376,435</b>	<b>20,730,090</b>



(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	35,317,010	32,713,452
売上原価	29,902,525	27,116,692
売上総利益	5,414,484	5,596,760
販売費及び一般管理費	5,934,752	5,577,572
営業利益又は営業損失( )	520,267	19,187
営業外収益		
受取利息	1,574	874
受取配当金	33,297	31,186
助成金収入	14,341	15,488
持分法による投資利益	780	13,661
その他	29,117	29,422
営業外収益合計	79,111	90,633
営業外費用		
支払利息	88,255	92,460
その他	33,785	39,203
営業外費用合計	122,041	131,663
経常損失( )	563,198	21,842
特別利益		
投資有価証券売却益	57,915	2,500
特別利益合計	57,915	2,500
特別損失		
投資有価証券評価損	-	1,499
事業整理損	-	708,777
特別退職金	-	194,600
過年度決算訂正関連費用	37,809	-
特別損失合計	37,809	904,877
税金等調整前当期純損失( )	543,092	924,220
法人税、住民税及び事業税	36,613	36,785
法人税等調整額	84,311	14,757
法人税等合計	120,924	51,543
少数株主損益調整前当期純損失( )	664,017	975,763
少数株主利益	11,954	1,818
当期純損失( )	675,972	977,581

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純損失( )	664,017	975,763
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	63,583	174,086
退職給付に係る調整額	-	6,120
持分法適用会社に対する持分相当額	43	6,572
その他の包括利益合計	63,627	174,539
包括利益	600,389	801,224
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	612,344	803,042
少数株主に係る包括利益	11,954	1,818

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,654,257	272,811	343,928	30,498	3,552,641
当期変動額					
当期純損失（ ）			675,972		675,972
自己株式の取得				1,390	1,390
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	675,972	1,390	677,362
当期末残高	3,654,257	272,811	1,019,900	31,889	2,875,278

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	489,575	-	489,575	95,104	4,137,321
当期変動額					
当期純損失（ ）					675,972
自己株式の取得					1,390
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	63,627	242,840	179,212	11,279	167,932
当期変動額合計	63,627	242,840	179,212	11,279	845,294
当期末残高	553,202	242,840	310,362	106,384	3,292,026

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,654,257	272,811	1,019,900	31,889	2,875,278
当期変動額					
当期純損失( )			977,581		977,581
自己株式の取得				926	926
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	977,581	926	978,508
当期末残高	3,654,257	272,811	1,997,482	32,815	1,896,770

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	553,202	242,840	310,362	106,384	3,292,026
当期変動額					
当期純損失( )					977,581
自己株式の取得					926
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	174,226	313	174,539	1,143	175,682
当期変動額合計	174,226	313	174,539	1,143	802,826
当期末残高	727,428	242,527	484,901	107,528	2,489,200

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	543,092	924,220
減価償却費	159,591	136,740
賞与引当金の増減額( は減少)	55,000	15,700
貸倒引当金の増減額( は減少)	1,977	91
退職給付引当金の増減額( は減少)	5,542,831	-
退職給付に係る資産の増減額( は増加)	236,564	69,772
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	5,384,585	751,066
受取利息及び受取配当金	34,872	32,060
支払利息	88,255	92,460
持分法による投資損益( は益)	805	13,661
特別退職金	-	194,600
投資有価証券売却損益( は益)	57,915	2,500
投資有価証券評価損益( は益)	-	1,499
事業整理損	-	708,777
売上債権の増減額( は増加)	192,218	1,173,552
たな卸資産の増減額( は増加)	396,673	686,187
仕入債務の増減額( は減少)	92,964	935,252
その他	105,778	1,042,945
小計	647,374	1,292,621
利息及び配当金の受取額	35,443	32,618
利息の支払額	94,204	94,203
法人税等の支払額	36,781	38,373
訴訟関連損失の支払額	81,500	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	824,416	1,192,662
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	385,600	315,100
定期預金の払戻による収入	473,000	302,500
投資有価証券の取得による支出	13,467	31,442
投資有価証券の売却による収入	262,786	45,588
有形固定資産の取得による支出	19,784	13,457
無形固定資産の取得による支出	81,083	72,081
その他	9,892	1,084
投資活動によるキャッシュ・フロー	245,743	85,076
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	1,370,000	2,090,000
短期借入金の返済による支出	1,254,000	1,478,138
長期借入れによる収入	300,000	200,000
長期借入金の返済による支出	446,160	522,860
社債の償還による支出	197,500	148,500
リース債務の返済による支出	86,064	86,087
自己株式の取得による支出	1,390	926
少数株主への配当金の支払額	675	675
財務活動によるキャッシュ・フロー	315,789	52,813
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	894,461	1,160,399
現金及び現金同等物の期首残高	2,742,060	1,847,598
現金及び現金同等物の期末残高	1,847,598	3,007,998

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません

## (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 1 連結の範囲に関する事項

子会社は、全て連結しております。

連結子会社の数：3社

連結子会社の名称：

大興テクノサービス(株)

大興ビジネス(株)

(株)サイバーコム

## 2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数：1社

会社等の名称：(株)大和ソフトウェアリサーチ

## 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 4 会計処理基準に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

機器及び材料：個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕掛品：個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：8～47年

工具、器具及び備品：5～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間(当初における見込販売有効期間は3年)に基づく均等償却額とのいずれか大きい額を計上する方法によっております。

その他の無形固定資産

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

期限内均等償却の方法によっております。長期前払費用は「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

## (3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間(3年間)にわたり均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品保証引当金

製品のアフターサービスの費用支出に備えるため、過年度の実績を基礎に、将来の見込みを加味した額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

請負工事及び受注制作のソフトウェア

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負工事及びソフトウェアの受注制作に係る契約については工事進行基準を適用し、その他の契約等については、工事完成基準及び検収基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する契約の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書上資金の範囲に含めた現金及び現金同等物は、手許現金及び要求払預金の他、取得日より3ヶ月以内に満期日が到来する譲渡性預金及び取得日より3ヶ月以内に償還日が到来する容易に換金可能で、かつ、価格変動について僅少なりリスクしか負わない公社債投資信託からなります。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## （会計方針の変更）

## （退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しを行い、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券利回りの対象期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎とする方法から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更いたしました。

なお、この変更に伴う当連結会計年度の期首の利益剰余金及び当連結会計年度の営業利益、経常損失、税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。

## （表示方法の変更）

## （連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた701,250千円は、「未払金」266,159千円、「その他」435,091千円として組み替えております。

## （連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「持分法による投資利益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度により独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた29,897千円は、「持分法による投資利益」780千円、「その他」29,117千円として組み替えております。



(連結貸借対照表関係)

1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
投資有価証券(株式)	476,637千円	496,269千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
定期預金	30,320千円	35,125千円
建物	312,804	297,627
土地	809,740	809,740
投資有価証券	1,141,608	1,364,994
計	2,294,473	2,507,488

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
短期借入金	2,130,000千円	2,405,800千円
1年内償還予定の社債	84,500	57,000
1年内返済予定の長期借入金	272,860	286,880
社債	17,000	-
長期借入金	280,480	193,600
計	2,784,840	2,943,280

3 損失の発生が見込まれるソフトウェアの受注制作に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺表示しております。相殺表示した仕掛品に対応する受注損失引当金の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
仕掛品に係るもの	618,745千円	357,054千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
従業員給料手当	2,676,443千円	2,374,124千円
賞与引当金繰入額	136,745	109,500
退職給付費用	221,627	199,018
減価償却費	85,376	84,485
賃借料	456,087	461,064

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	60,771千円	18,692千円

3 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	305,091千円	101,924千円

4 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	11,156千円	1,100千円

5 事業整理損

前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

自社開発の調達システムの販売において、パッケージバージョンの販売に資源を集中する販売形態への転換に伴う損失額であります。

事業整理損の内訳

サービス切替に伴い要した費用	337,002千円
開発仕掛品の評価損	371,775千円
計	708,777千円

6 特別退職金

前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

希望退職の実施に伴う退職割増金および再就職支援費用であります。

(連結包括利益計算書関係)

## 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	143,057千円	218,645千円
組替調整額	59,223	3,328
税効果調整前	83,833	215,316
税効果額	20,250	41,229
その他有価証券評価差額金	63,583	174,086
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	-	24,593
組替調整額	-	49,730
税効果調整前	-	25,136
税効果額	-	31,256
退職給付に係る調整額	-	6,120
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	43	139
組替調整額	-	6,433
持分法適用会社に対する持分相当額	43	6,572
その他の包括利益合計	63,627	174,539

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,561,219	-	-	12,561,219
合計	12,561,219	-	-	12,561,219
自己株式				
普通株式(注)	136,978	9,863	-	146,841
合計	136,978	9,863	-	146,841

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,561,219	-	-	12,561,219
合計	12,561,219	-	-	12,561,219
自己株式				
普通株式(注)	146,841	5,749	-	152,590
合計	146,841	5,749	-	152,590

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	2,009,319千円	3,180,824千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	161,720	172,826
現金及び現金同等物	1,847,598	3,007,998

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社グループは情報通信分野における機器の販売及びサービスの提供を行う単一の事業活動を営んでいるため、セグメント情報については記載を省略しております。

## [関連情報]

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	情報通信機器	ソリューションサービス				合計
		ソフトウェアサービス	保守サービス	ネットワーク工事	小計	
外部顧客への売上高	13,128,592	13,111,790	4,875,643	4,200,983	22,188,417	35,317,010

## 2. 地域ごとの情報

## (1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高
富士通株式会社	2,881,551千円

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	情報通信機器	ソリューションサービス				合計
		ソフトウェアサービス	保守サービス	ネットワーク工事	小計	
外部顧客への売上高	11,229,600	13,401,780	4,844,911	3,237,160	21,483,852	32,713,452

## 2. 地域ごとの情報

## (1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高
富士通株式会社	2,677,099千円

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(開示の省略)

リース取引、関連当事者情報、税効果会計、金融商品、有価証券、退職給付、資産除去債務、未適用の会計基準等に関する注記事項については、決算短信における開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	256円61銭	191円94銭
1株当たり当期純損失金額	54円43銭	78円77銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純損失金額(千円)	675,972	977,581
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失金額(千円)	675,972	977,581
期中平均株式数(株)	12,419,632	12,411,231

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 個別財務諸表

## (1) 貸借対照表

(単位:千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,697,420	2,766,354
受取手形	225,189	194,653
売掛金	9,330,102	8,132,326
機器及び材料	9,114	4,272
仕掛品	4,889,889	3,897,615
前払費用	353,888	374,135
その他	64,776	64,478
貸倒引当金	4,295	4,163
流動資産合計	16,566,085	15,429,674
固定資産		
有形固定資産		
建物	396,615	376,525
工具、器具及び備品	8,699	10,145
土地	815,555	815,555
リース資産	166,508	125,504
有形固定資産合計	1,387,378	1,327,730
無形固定資産		
借地権	12,000	12,000
ソフトウェア	60,289	31,276
ソフトウェア仮勘定	86,268	133,571
リース資産	21,774	9,114
電話加入権	25,373	19,279
施設利用権	3,508	3,149
無形固定資産合計	209,214	208,391
投資その他の資産		
投資有価証券	1,426,386	1,627,608
関係会社株式	434,542	434,542
前払年金費用	236,564	306,336
その他	468,802	460,291
貸倒引当金	48,583	48,522
投資その他の資産合計	2,517,711	2,780,255
固定資産合計	4,114,305	4,316,377
繰延資産		
社債発行費	3,881	913
繰延資産合計	3,881	913
資産合計	20,684,272	19,746,965



(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	6,549,197	5,541,150
短期借入金	2,625,000	3,218,862
1年内償還予定の社債	148,500	57,000
1年内返済予定の長期借入金	522,860	286,880
リース債務	78,824	52,995
未払金	245,549	1,252,218
未払費用	225,441	417,818
未払法人税等	42,423	42,583
未払消費税等	204,082	445,896
前受金	373,441	486,164
預り金	36,669	34,015
賞与引当金	230,000	207,000
製品保証引当金	4,000	3,100
その他	18,076	19,248
流動負債合計	11,304,066	12,064,934
固定負債		
社債	57,000	-
長期借入金	280,480	193,600
リース債務	162,305	124,089
繰延税金負債	388,067	444,054
退職給付引当金	5,362,496	4,604,727
その他	73,949	73,715
固定負債合計	6,324,299	5,440,186
負債合計	17,628,366	17,505,121
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,654,257	3,654,257
資本剰余金		
資本準備金	272,811	272,811
資本剰余金合計	272,811	272,811
利益剰余金		
利益準備金	2,494	2,494
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,394,851	2,382,073
利益剰余金合計	1,392,357	2,379,579
自己株式	31,889	32,815
株主資本合計	2,502,821	1,514,673
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	553,083	727,170
評価・換算差額等合計	553,083	727,170
純資産合計	3,055,905	2,241,844
負債純資産合計	20,684,272	19,746,965

## (2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	34,298,946	31,664,542
売上原価	29,286,013	26,442,908
売上総利益	5,012,933	5,221,633
販売費及び一般管理費	5,578,528	5,208,378
営業利益又は営業損失( )	565,595	13,255
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	37,720	34,903
助成金収入	12,135	13,949
受取家賃	6,714	7,952
雑収入	19,817	19,425
営業外収益合計	76,387	76,230
営業外費用		
支払利息	84,132	89,700
社債利息	2,197	894
雑損失	32,907	38,977
営業外費用合計	119,237	129,572
経常損失( )	608,446	40,086
特別利益		
投資有価証券売却益	57,915	2,500
特別利益合計	57,915	2,500
特別損失		
投資有価証券評価損	-	1,499
事業整理損	-	708,777
特別退職金	-	194,600
過年度決算訂正関連費用	37,809	-
特別損失合計	37,809	904,877
税引前当期純損失( )	588,339	942,463
法人税、住民税及び事業税	27,000	30,000
法人税等調整額	84,311	14,757
法人税等合計	111,311	44,757
当期純損失( )	699,651	987,221

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	3,654,257	272,811	272,811	2,494	695,200		692,705	30,498	3,203,863
当期変動額									
当期純損失( )					699,651	699,651		699,651	
自己株式の取得							1,390	1,390	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	699,651	699,651	1,390	701,041	
当期末残高	3,654,257	272,811	272,811	2,494	1,394,851	1,392,357	31,889	2,502,821	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	489,500	489,500	3,693,363
当期変動額			
当期純損失( )			699,651
自己株式の取得			1,390
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	63,583	63,583	63,583
当期変動額合計	63,583	63,583	637,457
当期末残高	553,083	553,083	3,055,905

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	3,654,257	272,811	272,811	2,494	1,394,851	1,392,357	31,889	2,502,821	
当期変動額									
当期純損失( )					987,221	987,221		987,221	
自己株式の取得							926	926	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	987,221	987,221	926	988,148	
当期末残高	3,654,257	272,811	272,811	2,494	2,382,073	2,379,579	32,815	1,514,673	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	553,083	553,083	3,055,905
当期変動額			
当期純損失( )			987,221
自己株式の取得			926
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	174,086	174,086	174,086
当期変動額合計	174,086	174,086	814,061
当期末残高	727,170	727,170	2,241,844

（４）個別財務諸表に関する注記事項  
（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第61期)	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第62期第3四半期)	自 至	平成26年10月1日 平成26年12月31日	平成27年2月13日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】****第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月27日

大興電子通信株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮木 直哉 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 貝塚 真聡 印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大興電子通信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大興電子通信株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、大興電子通信株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任



当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、大興電子通信株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

大興電子通信株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮木 直哉 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 貝塚 真聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大興電子通信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大興電子通信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月10日

大興電子通信株式会社  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴谷 哲朗 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 憲一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大興電子通信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大興電子通信株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### その他の事項

会社の平成26年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成26年2月14日付で無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成26年6月27日付で無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。